

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成25年 2月14日
【会社名】	株式会社石川製作所
【英訳名】	Ishikawa Seisakusho, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 竹田 徳文
【本店の所在の場所】	石川県白山市福留町200番地
【電話番号】	(076) 277-1411 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 企画管理部門担当 坂本 滋
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市福留町200番地
【電話番号】	(076) 277-1411 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 企画管理部門担当 坂本 滋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,016,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 1,000株

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成25年2月14日（木）開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	12,700,000株	1,016,000,000	508,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	12,700,000株	1,016,000,000	508,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、508,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
80	508,000,000	1,000株	平成25年3月4日（月）	-	平成25年3月4日（月）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4 払込期日までに、割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社石川製作所 総務部	石川県白山市福留町200番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北國銀行 本店営業部	石川県金沢市下堤町1番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,016,000,000	7,200,000	1,008,800,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用3,700千円(登録免許税を含みます。)、その他手数料(弁護士費用を含みます。)3,500千円であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、平成22年3月期から平成24年3月期までの3期間連続で純利益を計上したものの、平成21年3月期までの度重なる純損失の計上により、平成24年3月期末での純資産合計は735百万円(自己資本比率:11.3%)となっております。また、平成24年3月末での有利子負債残高は2,727百万円であり、支払利息が損益に与える影響が大きい状態であります。

このような状況の下、資本の充実と有利子負債の圧縮に必要な資本性の資金調達が必要であると判断するに至りました。

資金調達の方法として、第三者割当のほか公募増資・株主割当という方法もありますが、当社の業績、財政状態等から判断すると現実的ではなく、他方で、割当予定先には当社の事業方針にご賛同頂いておりますので、今回、本第三者割当増資を行うことが適切であると判断いたしました。

なお、上記差引手取概算額1,008,800千円については、金融費用の削減を図るため、全額を平成25年3月末日までに短期借入金の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	レンゴー株式会社
本店の所在地	大阪市福島区大開四丁目1番186号 (上記の住所は登記上のものであり、実際の業務は下記の場所で行っている。) 大阪市北区中之島二丁目2番7号
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 第144期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 提出日:平成24年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第145期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 提出日:平成24年8月10日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第145期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日) 提出日:平成24年11月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第145期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日) 提出日:平成25年2月13日 関東財務局長に提出

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	当社は割当予定先から、紙工機械製造に関する技術供与を受けております。	
取引関係	当社は割当予定先との間で、紙工機械販売等に関する取引関係があります。	

(注) 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成21年2月にハマダ印刷機械株式会社から紙工機械事業を引き継ぎました。当時、ハマダ印刷機械株式会社は割当予定先の完全子会社であり、割当予定先へ紙工機械を納入しておりました。それ以降、当社と割当予定先との取引が拡大し、割当予定先は当社の重要な顧客となっております。

また、ハマダ印刷機械株式会社から引き継いだ紙工機械事業は、当社の独自技術を融合させた結果、現在では当社の主要な事業に成長しております。そして、割当予定先は、板紙・段ボール・紙器・軟包装・重包装・海外の6つのコア事業を中心に紙工製品に関連する多彩な事業を展開しているため、当社が割当予定先とより協力的な関係を深め、技術及び販売面での基盤の強化を図ることにより、今後、当社の紙工機械事業の業績を拡大していくことが可能になると考えております。

このように、当社は、本第三者割当の結果、レンゴー株式会社との間で資本関係を築くことにより、同社との協力的な関係をより一層深めることで、紙工機械事業の業績拡大を図り、当社の企業価値向上に繋げることが可能であると考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 12,700,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割り当てる当社普通株式（以下「本件株式」といいます。）の保有方針について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。なお、当社は、割当予定先より、払込期日（平成25年3月4日）後2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第144期有価証券報告書（自平成23年4月1日至平成24年3月31日、提出日：平成24年6月29日）及び第145期第2四半期報告書（自平成24年7月1日至平成24年9月30日、提出日：平成24年11月14日）における連結貸借対照表の現金及び預金の状況等により、本第三者割当に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、当社は割当予定先が株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所へ提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」において、「反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、総務部を担当部署として、警察、弁護士などの関係機関と連携しながら迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体などの外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会的勢力の排除に向けた取組みを行っております。」と明記していることを確認することにより、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力及び団体ではなく、反社会的勢力及び団体とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本第三者割当に係る取締役会決議の直前3ヶ月間（平成24年11月14日から平成25年2月13日まで）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値平均である80円（円未満切上げ）といたしました。

直前3ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、また、割当予定先は当社株式の中長期保有を目的とした安定株主であることから、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、発行価格80円（円未満切上げ）については、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年2月13日）の終値99円とのディスカウント率が19.19%、同決議日の直前1ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年2月13日まで）の終値平均値である93円（円未満切上げ）とのディスカウント率が13.98%、同決議日の直前6ヶ月間（平成24年8月14日から平成25年2月13日まで）の終値の平均値である72円（円未満切上げ）とのプレミアム率は11.11%となっております。

上記発行価格の算定根拠は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日）」に準拠するものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

また、上記発行価格については、市場価格を基準とし、かつ、上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるから、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案すると、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格に該当しない旨の意見を監査役全員（うち社外監査役2名）が表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される普通株式は12,700,000株であり、平成24年9月30日現在の発行済株式総数51,159,720株（総議決権数50,937個（注））に対して24.82%（議決権比率24.93%）となり、当社株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、本第三者割当は、割当予定先との関係強化による当社の紙工機械事業の業績拡大に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えておりますし、本第三者割当の結果、資本の充実による財務体質の強化や有利子負債の圧縮による金利負担の軽減を図ることができるため、中長期的な観点から見れば、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

す。

(注) 総議決権数には、証券保管振替機構名義の株式2,000株に係る議決権2個が含まれております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
レンゴー株式会社	大阪市福島区大開四丁目1番186号 (上記の住所は登記上のものであり、実際の業務は下記の場所で行っている。) 大阪市北区中之島二丁目2番7号			12,700	19.96
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	2,540	4.99	2,540	3.99
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1番地	2,535	4.98	2,535	3.98
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	2,067	4.06	2,067	3.25
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,919	3.77	1,919	3.02
北日本紡績株式会社	石川県白山市福留町201番地1	1,601	3.14	1,601	2.52
石川フレンド会	石川県白山市福留町200番地	1,471	2.89	1,471	2.31
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,224	2.40	1,224	1.92
直山 泰	石川県金沢市	922	1.81	922	1.45
坂本 聖樹	青森県東津軽郡平内町	649	1.27	649	1.02
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	600	1.18	600	0.94
計		15,532	30.48	28,232	44.36

- (注) 1 本第三者割当前の大株主構成は、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3 割当後の総議決権数に対する所有権議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割当により増加する議決権数(12,700個)を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第111期）及び四半期報告書（第112期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要性はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第111期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成24年7月3日提出）

1 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第111回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、竹田徳文、小長谷育教、藤井清嗣、立野保二、坂本滋、直山泰及び武林利昌の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、山崎利男氏及び竹澤謙造氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案				
竹田 徳文	28,831	736	0	可決 (96.15%)
小長谷 育教	28,859	708	0	可決 (96.25%)
藤井 清嗣	29,092	475	0	可決 (97.03%)
立野 保二	28,859	708	0	可決 (96.25%)
坂本 滋	28,861	706	0	可決 (96.25%)
直山 泰	28,838	729	0	可決 (96.18%)
武林 利昌	29,122	445	0	可決 (97.13%)
第2号議案				
山崎 利男	28,400	1,179	0	可決 (94.68%)
竹澤 謙造	29,168	411	0	可決 (97.24%)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権数の一部を加算していません。

(平成24年7月4日提出)

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

存続する監査公認会計士等の概要

名称	太陽A S G有限責任監査法人
所在地	東京都港区赤坂八丁目5番26号

消滅する監査公認会計士等の概要

名称	永昌監査法人
所在地	石川県金沢市広岡一丁目1番18号

- (2) 当該異動の年月日
平成24年7月1日
- (3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日
平成24年6月28日
- (4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯
当社の会計監査人である永昌監査法人(消滅監査法人)が、平成24年7月1日付で、太陽A S G有限責任監査法人と合併したことに伴うものであります。
これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は太陽A S G有限責任監査法人となります。
- (6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見
特段の意見はないとの申し出を受けております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第111期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第112期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月13日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月26日

株式会社 石川製作所

取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員 公認会計士 玉井 三千雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山田 文禎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社石川製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石川製作所及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社石川製作所の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社石川製作所が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社 石川製作所
取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員 公認会計士 玉井三千雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山田文禎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社石川製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石川製作所の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社石川製作所
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉井三千雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本栄一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石川製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石川製作所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。